

## 中国国家図書館における 立法・政策決定サービス制度の構築及び運営

中国国家図書館立法・政策決定サービス部  
主任 盧 海燕

中国国家図書館（以下「国家図書館」とする）の前身は、1909 年に建設が始まった京師図書館であり、今日まで百年有余の歴史を持っている。中央国家指導機関のために立法・政策決定に係るレファレンス・サービスを提供することは、国家図書館の最も重要な機能である。一世紀の歳月を経て、国家図書館の立法・政策決定サービスは、制度保障、組織機構、業務システム等の構築について、積極的に探求と努力を重ね、国家の立法・政策決定に対して有力な支援を提供するに至っている。

### 一 立法・政策決定サービス部の発展史<sup>1</sup>

国家図書館立法・政策決定サービスは、利用者へのレファレンス・サービスによってはぐくまれ、1949 年の中華人民共和国の成立以来発展を遂げ、(1978 年以降の) 改革開放時代にますます発展した。21 世紀の国家の立法・政策決定の科学化及び民主化のプロセスにおいては、進歩のスピードを上げている。

#### 1 揺籃期

国家図書館の参考レファレンス業務の最も古い記録は、「京師図書館分館民国 7 (1918) 年度業務報告 6 閲覧者の受入について」に見られ(『教育公報』第 6 年第 3 期)、そこには、「館内では、閲覧者に対して適切な対応を行い、資料の出納は常に迅速で、湯茶暖房は行き届いており、質問があれば丁寧に回答した。館内未所蔵の資料については、閲覧者からの要求が正当であれば、購入またはその他の方策を必ず速やかに説明した。」と記されている。1928 年 9 月には参考科が設置された。1929 年 10 月の『国立北平図書館概況 民国 18 (1929) 年 10 月 組織』には、「(民国) 17 年 9 月に参考科を増設した」と記されている。

---

<sup>1</sup> 一については、主に中国国家図書館調査研究報告『国家図書館の立法・政策決定サービス能力の向上』における李凡「国家図書館のレファレンス業務の歴史的経験からみた国家図書館の立法・政策決定サービス能力の向上」から引用。

このように、1949年に中華人民共和国が建国される前から、国家図書館の参考業務はすでに広範囲な展開をみせていたのである。

## 2 発展期

1951年3月、国家図書館の前身である国立北平図書館が「北京図書館改造計画」を公表したが、その第2項目において、「レファレンス資料を収集整理して、機関や教育団体及び一般利用者からのレファレンスに回答する」ことが示されている。ここにいう「機関」とは、立法・政策決定指導機関を指す。これにより、立法・政策決定指導機関へのサービスが北京図書館の任務に含まれることが初めて明確化された。

1973年5月13日、国務院弁公室に提出され同意を受けた「北京図書館の主なサービス対象に関する請訓報告」（国家文物事業管理局(73)文物字61号文書）にも、「北京図書館の蔵書の特徴、置かれた立場及び当面の業務条件に鑑みれば、同図書館は、中央の党・政・軍指導機関、科学研究部門及び重点生産活動機関を主要なサービス対象とするべきであり、同時に、一般利用者の閲覧業務をも適切に展開すべきである。」と上記と同様のことが記されている。この文書によって、国家図書館が中央の党・政・軍指導機関、科学研究部門及び重点生産活動機関を主要サービス対象とするという運営方針が、初めて明確化された。

## 3 改革開放期

1985年7月の第2次全国図書館業務会議において、北京図書館の位置づけは「国家図書館であり、総合的な研究を行う図書館」であること、業務方針は「人民及び社会主義に奉仕する方向を堅持し、資料収集、整理、保存並びに知識及び情報伝達の機能を果たし、中央立法・政策決定指導機関、重点科学研究機関及び生産活動機関に対してサービスを行い、全国的の図書館事業の発展のためにサービスを提供すると同時に、一般利用者に対しても一定の範囲内の閲覧サービスを提供することにより、社会主義的物質文明及び精神文明の建設を促進する」ことであると定められた。

1987年10月、白石橋に新図書館が開館した。新図書館の開館後、北京図書館（国家図書館の前身）は、1995年までの10か年事業発展目標を掲げたが、その第二段階こそが、1989-1990年の中心的任務のうちの三に掲げられている「文献研究及び参考レファレンス・サービスを掘り下げて発展させ、立法・政策決定指導機関及び各界のために質の高い定型的な文献情報サービスを提供すること」であった。

## 4 電子時代の急速な発展

1998年、元の参考研究支援部を土台として、「国家立法・政策決定サービス部」が正式に設立され、参考研究支援部とともに二つの看板を掲げる一つの機構に統合されたことにより、立法・政策決定サービスはより高い段階に足を踏み入れた。2008年初め、独立した立法・政策決定サービス部が正式に国家図書館に設置され、その下に、全国人民代表大会・

政治協商会議サービス組及び中央国家機関サービス組、海外中国学文献センター、法律文献組が置かれた。2009年、デジタル環境下の立法・政策決定サービス業務の迅速な発展に対応するために、国家図書館は立法・政策決定サービス部にシステム保障サービス組を設置した。このように、国家図書館の立法・政策決定サービスは、専門組織の設置並びに全館的な業務協力の枠組み及び構造を実現するに至った。

## 二 立法・政策決定サービス制度の構築

図書館の制度構築とは、業務のサービス基準を管理し、成果指標の達成を目指すことである。国家図書館は、国家の立法・政策決定機能を有効に発揮させるために、長年にわたる蓄積と整理を経て、適切なサービス基準の作成と制度構築を完了した。

### 1 立法・政策決定サービス基準及び管理規則

『国家図書館中央国家機関立法・政策決定サービス業務条例』<sup>2</sup> この条例は、「中央国家機関への立法・政策決定サービス」の範囲、関連する業務の機能管理組織、業務担当組織、及びこの業務に従事する参考レファレンス館員の職責と遵守しなければならない業務プロセスを、明確に規定している。

『国家図書館中央国家機関立法・政策決定サービス秘密保持業務管理規則』<sup>3</sup> この規則は、国家図書館が中央国家機関に対して担っている立法・政策決定サービスの管理組織、業務組織、参考レファレンス館員、業務プロセス、業務ツール、及び提供資料・文書の管理について、適切に秘密を保持し管理することを明確に規定している。

『国家図書館省庁分館管理規則』<sup>4</sup> この規則は、「国家図書館省庁分館分掌規程」、「国家図書館省庁分館名称規定」、「国家図書館省庁分館の設置」、「国家図書館省庁分館運営システム」、「国家図書館省庁分館の管理」及び「附則」の6つの部分から構成されている。この他に、国家図書館と国务院各省庁が設置した分館とが締結した協定の内容もまた、この規則の重要な補足規定である。

『国家図書館立法・政策決定サービス料金基準規程』<sup>5</sup> この規定は、主に「専門テーマレファレンス料金基準」、「実費料金基準」及び「附則」の3つの部分から構成されている。特殊な要望があった場合は、実際の状況を考慮して料金を定める。

### 2 立法・政策決定サービス業務関連補助業務管理基準

立法・政策決定サービス機能の遂行を確保するため、上述の主要な業務基準を制定すると同時に、国家図書館は立法・政策決定サービスに関連する補助業務の管理基準をも制定

---

<sup>2</sup> 国図業発[2010]52号にて改訂

<sup>3</sup> 国図業発[2010]51号にて改訂

<sup>4</sup> 国図業発[2010]60号にて改訂

<sup>5</sup> 国図業発[2010]48号にて改訂

した。例えば、『国家図書館閲覧者カード管理規則』<sup>6</sup>、『国家図書館基蔵庫入庫証及び参考レファレンス業務証管理規則』<sup>7</sup>、『国家図書館文献選択条例』<sup>8</sup>、『国家図書館文献利用数量規定』<sup>9</sup>、及び『国家図書館文献利用条例』<sup>10</sup> 等である。

### 三 立法・政策決定サービスのシステム構築及び政策保障

立法・政策決定サービス業務のサービス対象は、国家の立法組織及び政府の政策決定組織である。これらの特定のサービス対象の要求をいかに把握し、良好な意思疎通ルートをいかに作るかということ、そして、国家図書館のサービスの的確性をさらに増大させて、その有効性を確保すること。このような高度な要求が、サービス対象と図書館の両者から、立法・政策決定サービスのシステムの構築に対して提起されている。

#### 1 「国家図書館国情諮問顧問委員会」及び「国家図書館国情諮問専門家委員会」

国家図書館の立法・政策決定サービスの能力と水準を全面的に向上させるために、2010年6月11日に、国家図書館は、共産党・政府・軍の指導機関に長期間在籍している高い政策理論の素養を持つ37名の指導者を招へいし、「国家図書館国情諮問顧問委員会」を組織した。また、19名の国内の著名な専門家・学者を招へいし、「国家図書館国情諮問専門家委員会」を組織した。この2つの委員会の設立趣旨は、国家の政策方針及び法律・法規の制定過程における重点や争点について、立法・政策決定サービスに対する意見を国家図書館に定期的に提出することと、国家の立法及び重大な政策方針の制定に対して科学的根拠を提供することである。

#### 2 国家図書館情報連絡員制度

より高度な国務院各省庁向けの立法・政策決定サービスを行うために、国家図書館は30名の国務院各省庁の政策法規制定部門の担当者を招へいし、国家図書館情報連絡員に任命した。あわせて、2010年9月14日に第1回会議を開催し、主席者は国家図書館が起草した『国家図書館情報連絡員業務規約』について真剣な検討を行なった。国家図書館情報連絡員制度の創設は、国務院各省庁の政策法規制定部門と国家図書館との間に、有効な情報伝達システムと日常的な連絡システムを構築した。この制度は、国家図書館の立法・政策決定サービスをより深く広いものとし、また、国家の立法・政策決定の科学化と民主化のプロセスが、積極的な意義を持つことを推し進めるものである。

#### 3 分館設置

---

6 国図業発[2010]37号

7 国図業発[2010]41号

8 国図業発[2010]54号

9 国図業発[2010]56号

10 国図業発[2010]57号

国家図書館は、1999年に国务院の各省庁において国家図書館省庁分館サービスプロジェクトを開始した。現在のところ、すでに9つの中央国家機関が国家図書館と共同して分館を設置している。分館の設置は、中央国家指導機関と国家図書館との間の有効な常設意思疎通システムであり、中央国家指導機関からの情報の要求に国家図書館が直ちに応じられるようにするもので、国家の立法及び政策決定の水準を向上させる。分館設置の具体的な状況に関しては、全国人民代表大会・政治協商会議サービス組の張曙光組長の報告の中で詳しく紹介する。

上述の意思疎通システムの構築の他に、国家図書館は立法・政策決定サービスに関連する特定事項業務構築、特定テーマデジタル資源庫構築、立法・政策決定サービスプロジェクト等の領域においても、財政面での独立と保障が与えられている。また、職員の招へい・任命と専門業務の選択についても、政策的に重点を置くことが認められ、立法・政策決定サービス職員の業務の基礎を安定させている。

#### **四 今後5年間の立法・政策決定サービス発展計画**

情報ネットワーク技術の急速な発展と立法・政策決定の科学化に伴って、民主化プロセスが加速し、中央国家指導機関の国家図書館に対する文献情報ニーズには、視野の国際化、内容の専門化、研究の深度化、サービスの多元化という特徴が現れてきている。このような時代背景の下に、国家図書館は今後5年間の『国家図書館「十二五」計画要綱』<sup>11</sup>（以下『要綱』とする）の策定を開始した。立法・政策決定サービス業務の発展計画は、その中の重要な一部分である。『要綱』は、「発展目標」、「主要任務」及び「重点業務」の3段階の論理構成によって、第12次5カ年計画期間における国家図書館の立法・政策決定サービスの発展の青写真を描いている。

##### **1 第12次5カ年計画期間の発展目標**

「立法・政策決定サービス能力とサービス水準を全面的に向上させる。国家立法・政策決定サービスに向けた文献情報収集・研究・サービスセンターを構築し、多層的な立法・政策決定サービスネットワークを形成する。」

##### **2 第12次5カ年計画期間の主要任務**

「立法・政策決定サービスを強化し、国家立法・政策決定サービスに向けた文献情報収集・研究・サービスセンターを構築し、多層的な立法・政策決定サービスネットワークを形成する。」この他に、『要綱』は、主要任務の中に参考レファレンス館員の養成と制度化を組み込んでおり、次のように指摘している。「学科館員制度の試行を基礎として、関連重

---

<sup>11</sup> 訳者注、「十二五」とは中国政府の第12次5カ年計画（2011年から2015年まで）の略称。

点分野領域の文献研究を展開し、重点教育機関、研究機関、生産活動機関に向けて高度かつ特殊な情報レファレンス・サービスを積極的に提供する。」

### 3 第12次5カ年計画期間の重点業務<sup>12</sup>

(1) 総合文献収集に一層力を入れ、国家図書館の立法・政策決定サービス業務の基盤強化を推進する。内外の法律文献収集・研究・サービスセンターを重点的に整備し、適切な時期に国家図書館法律館と中国学文献研究センターを設置する。

(2) 「国家図書館国情諮問顧問委員会」及び「国家図書館国情諮問専門家委員会」の管理運営システムを十全に整備し、高水準の国情諮問団体を形成し、国家図書館の事業の発展と立法・政策決定サービス業務の拡張に助言と戦略的方針を提供する。

(3) 各国の図書館との協力をさらに強化し、立法・政策決定サービスの経験と手法を参考にする。外国の重要な中国問題研究組織及びその研究成果に倣って、政府の立法・政策決定の国際戦略思考を支援し、立法・政策決定サービスの国際的視野を広げる。

(4) 国務院各省庁との有効な情報伝達と日常連絡システムを構築し、各省庁の法律制定と政策方針決定における情報需要を適時に把握し、的確なサービスを提供する。情報連絡員制度を積極的に構築し、推進する。分館の業務範囲の拡大を継続し、分館を関連省庁の領域の文献情報の最終レファレンス拠点とする。分館プラットフォームを通じて、国家図書館の立法・政策決定サービスを各省庁に行き渡らせ、資源の共有を実現する。同時に、国家図書館立法・政策決定サービスプラットフォームを基盤として各省庁の政務ネットワークと協力し、各省庁に便利かつ迅速な文献情報サービスを提供して、中央国家指導機関の政務情報化の水準を向上させる。

(5) 全国の省クラスの公共図書館と協力して、各レベル政府向けの立法・政策決定サービスプラットフォームを構築する。全国の公共図書館の間の立法・政策決定レファレンスの協力、業務研究及び経験普及を推し進め、立法・政策決定サービス業務を標準に適合させ、総合的に各レベルの図書館の政府立法・政策決定サービスの水準を向上させる。

今後5年間、国家図書館の立法・政策決定サービスは、継承と創造を同等に重視し、発展と向上が同時に進行する歴史的な時期にある。任務は極めて困難であるが、国家図書館は立法・政策決定過程において他に代わるもののない機能を発揮するであろう。

---

<sup>12</sup> 『国家図書館「十二五」計画要綱』重点業務 「任務10：立法・政策決定サービスを強化し、多層的な立法・政策決定サービス業務ネットワークを形成する。」